

事業者の皆様へ

- 引き続き、**飲食店**における**営業時間短縮**にご協力を！
（営業は21時まで、酒類提供は20時まで）
- 飲食を主とする店での**カラオケ設備の利用自粛**を強く要請！
- 事業者は、**従業員の体調管理を徹底し、体調が優れない場合は、休暇取得に御配慮を！** ※希望する事業所に対し検査を支援する仕組みを検討
- 陽性者が発生した場合に**県が行う調査・検査(積極的疫学調査)**へのご協力を！
- **テレワークの強力な推進**による「出勤者数」の削減と「県外出張」の自粛！

県民の皆様へ

- **若者をはじめ**、すべての世代が**変異株を警戒**し、より一層の感染防止対策を！
- **都道府県境をまたぐ移動**は、目的地の感染状況等を確認し、**慎重に判断**！
- **「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」実施地域との不要不急の往来自粛**！
- **21時以降**は、**飲食店の利用や人の集まる場所への外出を控えてください**！
- 徳島市内にある大規模集客施設に類する**県立施設の利用は20時まで**！
（「文化の森総合公園文化施設」「蔵本公園スポーツ施設」「とぎんトモニプラザ」「あわぎんホール」など）

大規模集客施設に類する県立施設の利用時間の短縮について

実施期間：5月8日（土）～5月31日（月）

飲食店への時短要請の期間延長と合わせた、県自らによる取り組みとして、県外からの利用者が多いと見込まれる、徳島市内の「大規模集客施設に類する県立施設」については、同じく明日から5月31日までの間、20時以降を原則休館とします。

徳島市内の面積1,000㎡以上の県有集客施設

通し番号	名称	所在地	担当課
1	男女共同参画総合支援センター （ときわプラザ）	徳島市山城町東浜傍示1-1	男女参画・人権課
2	青少年センター （とくぎんトモニプラザ）	徳島市徳島町城内2-1	次世代育成・青少年課
3	郷土文化会館 （あわぎんホール）	徳島市藍場町2丁目14	文化・未来創造課
4	文学書道館	徳島市中前川町2丁目22-1外	文化・未来創造課
5	中央武道館	徳島市徳島町城内の内6	スポーツ振興課
6	総合福祉センター	徳島市中昭和町1丁目2	保健福祉政策課
7	障がい者交流プラザ	徳島市南矢三町2丁目1-59	障がい福祉課
8	産業観光交流センター （アスティとくしま）	徳島市山城町東浜傍示1-1	にぎわいづくり課
9	文化の森総合公園文化施設	徳島市八万町向寺山	文化の森振興センター
10	沖洲マリナーミナル ・とくしま県民活動プラザ	徳島県徳島市東沖洲2丁目14	未来創生政策課 （運輸政策課）
11	蔵本公園スポーツ施設	徳島市庄町1丁目76-2	スポーツ振興課 （都市計画課）



感染拡大注意 増急

医療への負荷を軽減するためにも、ご協力をお願いします

！ 飲食店における営業時間短縮のお願い ！

飲食店では以下の営業時間短縮をお願いします

期間 5月31日(月)まで

内容 午前5時から午後9時まで
酒類提供は午後8時まで

1 特に以下の点にご協力をお願いします

- ▶ 都道府県境をまたぐ移動は慎重に判断してください
- ▶ 飲食店の午後9時以降の利用しないよう協力を！
- ▶ 人の集まる施設は午後9時以降の利用を控えて
- ▶ 飲食店でのカラオケ設備の利用自粛をお願いします
- ▶ 従業員の体調管理を徹底し、有症状者の休暇取得や検査実施にご協力を
- ▶ テレワークを推進し、出勤は必要最小限に



2 以下の区域への移動は極力お控えください

緊急事態宣言対象区域

東京都 愛知県 福岡県
京都府 大阪府 兵庫県

まん延防止等重点措置区域

以下の県において各知事が指定する地域
※区域については各県のホームページ等で最新の情報をご確認ください
北海道 埼玉県 千葉県 神奈川県
岐阜県 三重県 愛媛県 沖縄県

上記以外の区域との往来についても、ご家族やご友人とも相談して慎重にご判断ください。

3 より一層の感染防止対策の徹底をお願いします

- 3密の回避 ● マスク着用 ● 咳エチケット
- 手洗い手指消毒 ● うがい ● 大声を出さない
- 店舗を利用の際は、「ガイドライン実践状況」を確認！
- 営業時間短縮など、店舗が実施する感染対策にご協力をお願いします

これが目印！



4 発熱などの症状がある場合には、すぐに「かかりつけ医」に相談を！

- 相談できる医療機関がない場合には、「受診・相談センター」へお問い合わせください
 - ▶ 受診・相談センター(24時間) TEL:0570-200-218
- 感染予防などに関するお問い合わせ
 - ▶ 一般電話相談窓口(24時間) TEL:0120-109-410

徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部

飲食店への 営業時間短縮要請

5月31日まで

延長

変異株対策(新型コロナウイルス感染症対策)に
最大限のご協力をお願いします

要請期間の延長について

次のとおり営業時間短縮の要請が延長されました

要請
期間

4月16日から

~~5月11日(火)まで~~  **5月31日(月)まで**

県職員による見回りについて

営業時間の短縮要請の期間中は、県職員が見回ります

対策の徹底を
お願いします

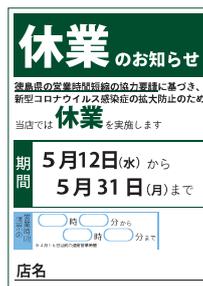
- アクリル板の設置 (又は座席の間隔の確保)
- 消毒液の設置 (手指消毒の徹底)
- 換気の徹底やCO2センサーの設置
- 飲食店でのカラオケ設備の利用自粛の徹底
- マスク会食の徹底

協力金について

営業時間短縮にご協力いただいた店舗には協力金を支給します
申請方法等については、[県ホームページ](#)にてご確認ください



「ガイドライン実践店ステッカー」
「時短営業実施チラシ」
の掲示をお願いします



協力金の申請時に
「掲示している様子」の写真を添付してください